

令和元年度

除雪派遣サービスの概要



1. 利用対象者

※農村地域は除きます。

近隣に健康な親族が居住していない一戸建て家屋に居住し、生計中心者の当該年度市・道民税が非課税であり、住んでいる方全員が次のいずれかに該当する世帯が対象となります。

◆施設入所や入院など、通常留守宅となる場合は利用対象から除きます。

- 【1】 満70歳以上（昭和25年3月31日生まれまで）の方
（夫婦であれば、どちらか一方が満70歳以上の世帯）
- 【2】 介護保険制度で要介護状態（要介護1～5）と認定された方
- 【3】 重度身体障がい者（身障1級、2級及び3級）の方
- 【4】 精神障がい者（1級及び2級）の方
- 【5】 18歳以下（平成13年4月2日以後生まれ）の方
- 【6】 知的障がい者（療育手帳A判定及びB判定）の方

2. サービス内容

作業終了時刻等の具体的な時間指定はできません。

◆除雪作業は、①シルバー人材センターから派遣される作業協力員が行う。

②社協と契約している作業協力員が行う。

③障がい者支援施設の利用者及びスタッフが作業を行う。

④札幌勤労者企業組合から派遣される作業協力員が行う。 のいずれかになります。

◆除雪は原則、公道除雪（市の除雪車）出動日の概ね午前中に玄関から公道までの通路部分を歩行に支障のない程度幅（概ね90cm）に行います。

（上記除雪作業完了時を以って、作業終了といたします。）

通路部分以外の除雪作業は行いません。

◆除雪した雪は、利用者宅敷地内で処理するものとします。

◆実施期間は12月1日から3月31日までです。

◆利用料金は、1回のサービス利用につき500円です。

◆このサービスが1シーズン20回の利用を限度といたします。

※21回目以降は1回の除雪作業につき1,346円利用料金がかかりますので御承知おき願います。

★上記サービス内容以外の除雪作業や雪の処理は
固くお断りいたします。
裏面に続く

★障がい者支援施設が除雪作業を受け持つ場合は、土曜・日曜・祝日・年末年始は除雪作業をお休みいたします。

★作業協力員の確保が困難な場合は、当サービスの提供をお断りすることがあります。

3. 利用料金の支払い

除雪作業協力員もしくは社会福祉協議会職員が1カ月分まとめて料金を集金にまいます。

※生活保護法による被保護世帯は、生活保護受給者証（写）の提出があれば、利用料が免除されますので、申込時にあわせてご提出願います。

このサービスは、社会福祉協議会からの助成により安価な料金で除雪作業を提供するサービスです。

《除雪作業1回あたりの料金表》

利用者負担金	助成金	利用料金
500円	723円	1,223円

※1シーズンの利用回数が20回までの利用料金です。

お問い合わせ（お申し込み）先

社会福祉法人

江別市社会福祉協議会

〒069-0811

江別市錦町14番地87

総合社会福祉センター内

☎（011）385-1234